

「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例」の廃止（案）に係るパブリックコメントの実施

◆アピールポイント	<p>静岡市では、「公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例」を定めることにより、公有地の拡大の推進に関する法律第4条第1項の届出義務について、100㎡以上の土地とし、法令に定める基準（200㎡以上）よりも厳しくしてきました。</p> <p>この届出義務となる面積規模を法令で定める基準と同じになるように緩和するため、当該条例を廃止しようとするものです。</p> <p>当該条例の廃止に当たり、市民の皆様のご意見を募集します。</p>
◆意見募集期間	令和6年11月27日（水）～令和6年12月27日（金）（必着）
◆資料の閲覧場所	<p>(1) 静岡市ホームページ (https://www.city.shizuoka.lg.jp/s9465/s012535.html)</p> <p>(2) 各区の市政情報コーナー (葵区役所1階、駿河区役所3階、清水区役所4階)</p> <p>(3) 静岡市役所静岡庁舎 新館5階 開発審査課</p>
◆提出方法	<p>(1) 電子申請 (https://logoform.jp/form/79j2/773291)</p> <p>(2) 郵送または持参 令和6年12月27日（金）必着 〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡庁舎新館5階 開発審査課 土地取引係あて</p> <p>(3) ファクシミリ 054-221-1117</p>

別紙資料 有・**無**

【問合せ】 開発審査課（静岡庁舎新館5階）
担当 飯沼、鈴木
電話 054-221-1408